

ボーイスカウト福島連盟振興会会則

第1条 (名称・事務所)

1. 本会は、ボーイスカウト福島連盟振興会(以下福島連盟振興会)と称する。
2. 本会の事務所は、福島市黒岩字田部屋53番5号 ボーイスカウト福島連盟事務局内に置く。

第2条 (目的)

本会は、日本ボーイスカウト福島連盟の財政的な支援を行い、福島県内のボーイスカウト運動の発展に寄与する。

第3条 (事業)

本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. ボーイスカウト福島連盟へ財政的な支援
2. 福島県内のボーイスカウト運動の啓発と発展に関する事業
3. 国内及び国外のボーイスカウト行事への協力及び援助
4. 先達の碑の維持管理
5. その他目的達成のための事業

第4条 (組織)

本会は、前第2条の目的に賛同する個人、企業、団体等をもって組織する。

第5条 (会費及び会員資格)

1. 本会の目的に賛同し、入会を希望する個人、企業、団体とし入会申込書に会費を添えて会長宛に提出する。
2. 本会の会費は、年額 一口 5,000円とし、1口以上とする。
3. 会員は、会費納入をもって会員としての資格を有する。
4. 会員が、会費の納入が2年以上滞納した時は、資格を喪失する。

第6条 (役員)

本会の役員は次の通りとし、任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

会 長 1名 副会長 3名以内 理 事 若干名(5名程度)

事務局長1名 会 計 1名 会計監査 2名 名誉役員 若干名

1. 会長及び副会長は、会員の中から総会において選出する。
2. 他の役員は、会長、副会長が協議して委嘱する。

第7条（職務）

会長は、この会を代表し、その業務を統括する。

副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名した順序によりその職務を代行する。

第8条（役員会）

役員会は、会長、副会長、理事、事務局長をもって構成し、会長が必要と認めるとき会長が召集し議長となる。役員会の議事は、出席役員の過半数で決する。

第9条（総会）

この会は、総会と臨時総会とする。

1. 総会は、毎年1回会計年度終了後2ヶ月以内に会長が召集し、議長となる。

ただし、総会は役員会をもって代えることができる。

2. 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 役員会が必要と認めるとき。

(2) 会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。

3. 会計報告は、総会后速やかに書面をもって会員に報告する。

第10条（事務局）

この会の事務を処理するため、事務局を置く。

1. 事務局には、事務局長その他の事務局員を置くことができる。

2. 事務局員は、会長が任免する

第11条（会計）

1. 本会の会計年度は、毎年4月1日から始まり翌年3月31日に終わる。

第12条（規定外事項）

この会則に定めのない事項については、役員会の決議によるものとする。

設立年月日 平成30年3月10日とする。

附 則 この会則は平成30年3月10日より施行する。